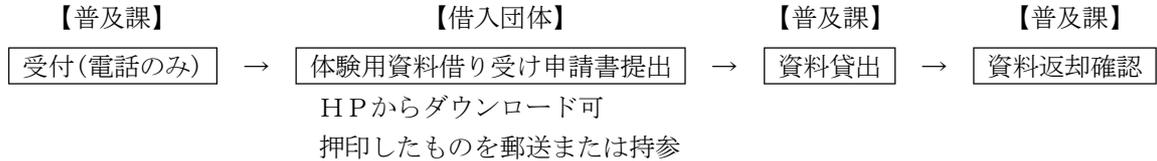


# 体験用資料貸出要項

## \*貸出・返却の流れ\*



※受付、申請書提出先：石川県立歴史博物館 普及課  
☎ 920-0963 金沢市出羽町3-1  
☎ (076) 262-3417

## 1. 貸出できる団体

- ① 小・中学校等の教育機関、介護保険施設、医療保険施設、博物館等の社会教育機関、その他館長が認めた石川県内の団体等
- ② 当館の定める要件(下記5)を満たした団体

## 2. 貸出できる資料パック

- ☆「狩猟採集生活の道具」…… 縄文土器、打製石器、磨製石器
- ☆「弥生文化」…… 弥生土器、石包丁、磨製石器、銅鐸、貫頭衣
- ★「戦国時代の足軽」…… 足軽の甲冑、足半
- ☆「江戸の町人」…… 裱、旅姿衣装、小判
- ☆「飛鳥時代の衣装」…… 高松塚古墳壁画の女官・役人の衣装
- ☆「鹿鳴館の衣装」…… ドレス、タキシード ※子ども用サイズのみです
- ☆「昔の遊び道具」…… こま、けん玉、ビー玉、おはじき、羽子板、フラフープ など
- ◆「昔の道具 其の壱」…… おひつ、釜、しゃもじ、陶器製おろしがね、ところ天突き など
- ◆「昔の道具 其の弐」…… あんか、豆炭こたつ、湯たんぽ、こしきだ など
- ◆「昔の道具 其の参」…… 洗濯板、炭火式アイロン、火のし など
- ◆「昔の道具 其の四」…… ダイアル式黒電話、たばこ盆、きせる など
- ◆「昔の道具 其の五」…… 枘(大・中・小)、鯨尺、竿秤、五つ玉そろばん など

※★、◆ 印の資料貸出には来館が必要になります(印鑑、身分を証明できるものをご準備下さい)。  
上記以外の資料で貸出を希望するものは協議の上、後日連絡します。

## 3. 貸出期間

原則として、貸出期間は借用・返却を含めて2週間以内です(輸送期間を含みます)。

使用日の2週間前までに、当館普及課に電話でお申し込み下さい。

※資料の管理上、利用の制限または条件を設ける場合がありますので、必ず事前にお問い合わせ下さい。

#### 4. 使用料

使用料は必要ありません。ただし、資料の輸送等にかかる費用はご負担下さい。

#### 5. 貸出・返却要件

- ① 資料は取り扱い上の注意を守り大切に扱い、正しく使用し、利用者の責任において管理すること
- ② 申請書記載の使用目的・使用場所以外での使用をしないこと
- ③ 貸出を受けた資料を転貸、または担保に供さないこと
- ④ 貸出を受けた資料を複製しないこと
- ⑤ 返却期限を守ること
- ⑥ 返却時の梱包は安全に配慮し行うこと
- ⑦ 資料を汚損、亡失または損傷した場合には、直ちに詳細な報告を当館に行い、必要な指示に従うこと  
※この場合、当館との協議により弁償等必要な対応をお願いすることがあります
- ⑧ 衣服についてはクリーニングの後、返却すること
- ⑨ 返却輸送にあたっては保証責任を負う業者に依頼すること

#### 6. 注意事項

- ・「戦国時代の足軽」および◆印の資料は来館での貸出になります。来館での借用には身分を証明できるものと印鑑が必要です。
- ・資料を破損した場合は、勝手に修理をせず、直ちに当館へご連絡下さい。
- ・借用期間を延長する場合は早めにご相談下さい。